

令和 8 年度以降における社会福祉施設等施設整備補助金について

本補助金は、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を、国及び明石市の予算の範囲内において補助するものです。

1. 国への協議について

ニーズが高く、利用者の今後の見込量からもその拡充を図る必要があり、令和 7 年度の国の整備方針及びあかし障害福祉推進計画を踏まえ、必要性が高いと判断される施設等の整備について推進すべきであることから、以下の項目にかかるものについて優先的に整備を行うこととします。

(1) グループホームの整備 (特に次の①～③に該当するもの)

- ① 日中サービス支援型グループホーム
- ② 医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害を有する障害者または重症心身障害者に対応可能なグループホーム
- ③ 精神障害者に対応したグループホーム (短期入所施設を併設)

(2) 短期入所施設の整備 (特に医療的ケアの必要な障害者 (児)、強度行動障害を有する障害者 (児) または重症心身障害者 (児) に対応可能な施設)

(3) 医療的ケアの必要な障害者 (児)、強度行動障害を有する障害者 (児) または重症心身障害者 (児) に対応可能な通所施設

(4) 建物の耐震性及び建築後又は設備設置後の経過年数を考慮し、必要性、緊急性の高いもの (建設後おおむね 10 年以上経過している)

2. 補助金額について

補助対象経費等の総額の 3/4 を上限とします。

※社会福祉施設等施設整備費予算については、全国から相当の協議が申し込まれることから、国庫補助整備案件への内示を得ることは総じて難しいものとなっています。令和 8 年度補助金についても同様の状況となる可能性が見込まれるため、国に協議した結果、国の予算状況及び整備計画内容等により、不採択又は補助金の減額となる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。